

概要

- 平成30年7月の「医療法及び医師法の一部を改正する法律（法律第79号）」の施行に伴い、令和3年4月以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員は、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県が決定することとされている。
- 厚生労働省より山形県の令和6年度募集定員の設定上限が120名と示されている。
- 令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員は、下記の算定方法に基づき配分を行う。

令和6年度募集定員の算定方法

- 基本的な考え方
各病院の研修医の受入状況等を踏まえ、令和5年度の募集定員の算定方法を基本として算出する。
- 算定方法

基礎数

+

加算要素

により算定

基礎数の考え方

- (1) 研修医受入実績
直近3年間の研修医受入実績の最大値と同数を配分
- (2) 医師少数区域加算
医師少数区域の病院に対して(1)に加え1名を配分

加算要素の考え方

- (1) 医師派遣加算
県内の医療機関等への医師派遣等が行われている常勤の医師数に応じて1～13名を配分
- (2) 小児科・産科プログラム加算
小児科・産科研修プログラムを設置する病院に対して4名を配分
- (3) 医師確保促進加算
希望募集定員数を確保するための取組みに応じて病院希望数を配分
- (4) 地域医療重点プログラム加算
地域医療重点プログラムを設置する地域密着型臨床研修病院に1名を配分

○ 令和6年度募集定員の算定方法による算定結果が、県の募集定員の設定上限の範囲内となるため、次のとおり令和6年度研修医募集定員を設定してはどうか。

病院名	所在市区町村	開設者	医師少数区域	研修医受入実績 (他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)			基礎数		計 ④+⑤	加算要素				算定結果 ⑥=A~Eの計	6年度募集定員(案)	〈参考〉5年度募集定員
				2年度受入数	3年度受入数	4年度受入数	①~③の最大値	医師少数区域加算		医師派遣加算	小児科・産科プログラム加算	医師確保促進加算	地域医療重点プログラム加算			
				①	②	③										
山形県立中央病院	山形市	都道府県		15	14	16	16		16					※	16	16
山形市立病院済生館	山形市	市町村		3	9	1	9		9				1		10	10
山形大学医学部附属病院	山形市	国立大学法人		23	25	22	25		25	3	4	17	1		50	52
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院	酒田市	地方独立行政法人(都道府県)	○	11	10	11	11	1	12					1	13	13
米沢市立病院	米沢市	市町村		3	1	2	3		3				1		4	4
公立置賜総合病院	川西町	事務組合		5	8	9	9		9					1	10	10
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	市町村	○	4	3	5	5	1	6						6	6
山形県立新庄病院	新庄市	都道府県	○	1			1	1	2			2	1		5	6
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	山形市	済生会		5	1	2	5		5					1	6	6
山形県 計				70	71	68	84	3	87	3	4	21	5		120	123

※山形県立中央病院は、地域医療重点プログラムの募集を行わない意向。